

「こども本の森 中之島」にかかる寄贈本受付事業 実施要領

1. 趣旨

この要領は、「こども本の森 中之島」（以下、「本の森」という。）への寄贈本を受け付けるにあたり必要な事項を定める。

2. 寄贈本の受領

市民等から本の森へ本の寄贈申込があったときは、別紙 寄贈申込書により受領する。同封漏れの送付等、寄贈申込書の受領が困難な場合も、3に規定する場所と期間に持ち込まれた本については、本の森へ寄贈されたものとして取り扱う。

3. 受付場所と期間

場所：本の森準備室 本の林（※）

（城東区新喜多東1-1-7）

受付期間：平成31年1月8日（火曜日）から27日（日曜日）

※ 愛称であり、受付作業は、経済戦略局文化部文化課が行う。

4. 受付方法

- ・ 持込又は送付（送料は寄贈者負担）

（1）持込の場合の受付日と時間

受付日：平成31年1月8日から27日までの火曜、水曜、金曜（27日のみ日曜）

8日（火）、9日（水）、11日（金）、15日（火）、16日（水）、

18日（金）、22日（火）、23日（水）、25日（金）、27日（日）

受付時間：10時～16時（12時～12時45分を除く）

（2）送付の場合の宛名

住所：〒536-0017 城東区新喜多東1-1-7

宛名：本の森準備室 本の林

5. 受付にあたり募集する本

次のいずれにも該当する本。

- ・ 児童図書（絵本、読み物、図鑑など知識の本）
- ・ 比較的新しいもの（目安として、出版年が2010年以降のもの）
- ・ 書き込みや汚れ、破れなどがないもの。

※ 1人あたりの寄贈は、5冊までとする。

※原則的に、個人が私有する中古の図書を寄贈いただくものとする。

6. 寄贈本の処分について

- 寄贈本は、大阪市が処分を一任されたものとする。
- 大阪市は、受け付けた寄贈本を、その状態・内容に応じ、分類1・2の2種類に整理する。分類にあたっては、本の汚れや破れなどの状態に加え、「7」の考え方を参考にする。汚れ・破れ等が比較的少なく、「7」の考え方にも合致すると判断される本については分類1に、そうでないと判断されるものは分類2としていく。
- 分類1の本は、原則的に蔵書として活用する。
- 分類2の本については、処分する。ただし、処分を行うに際しては、「子ども等に対し、文学を中心とした良質で多様な芸術文化に触れる機会を提供する」という本の森の目的に合致する方法での活用に向けて、工夫と努力を行う。

7. 施設基本方針に照らした寄贈本収集の考え方

- 本の森では、蔵書として、子どもたちが知識を育み、豊かな感受性を育て、自ら考える力を養うことができるような本を収集する。
- 次のような図書は、原則的に寄贈本収集の対象外とする。
 - ゲーム攻略本／児童テレビキャラクター本／
 - 映画、グッズ、テレビ放映、CMのキャラクターもの／
 - お風呂絵本、音の出る絵本など、玩具的要素が強い本／
 - 教科書の副読本、学習用教材／
 - 政治的・宗教的な中立性を損なうもの／
 - こども向け新聞、児童雑誌、コミック（摩耗が予想されるため）／
 - DVD、CD等（原則配架しないため）

8. その他

- 中古図書の寄贈であるため、寄附者待遇規則の取り扱いの対象外とする。

9. 担当

経済戦略局 文化部 文化課 こども本の森整備担当

問合せ電話番号：080-7399-3125